

# 議会だより

発行：阿見町議会 編集：議会だより編集委員会

〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央1-1-1 ☎029-888-1111



平成22年8月3日に入館者5万人を達成した予科練平和記念館

## 主な内容

平成22年第2回定例会の主な内容 .....	2
9議員が一般質問 .....	7
各常任委員会報告 .....	17

# 第2回 定例会

6月8日～6月24日

## 一般会計補正予算修正可決・事業仕分け関連予算を削除

平成22年第2回定例会が、6月8日から6月24日までの17日間の日程で開かれました。町長から平成22年度一般会計補正予算など議案23件が提出され、付託案件については後日各常任委員会で慎重審議を行いました。一般質問では9名の議員が登壇し、活発に町政を質しました。最終日には議員提出議案1件が提出され、提案された21議案を同意、原案のとおり可決し、1件を修正可決しましたが、1件は否決しました。

今回提案された補正予算は、平成22年度当初予算が、人件費などの義務的な経費の計上を基本とした骨格予算として編成されていたため、新規施策や道路事業など政策的な経費の追加計上が主なものとなっております。補正後の予算額が、実質的な当初予算額となります。

一般会計補正予算案は、8億9千114万7千円のうち事業仕分け実施のための行政評価運営事業費1億15万3千円を削除し、8億8千999万4千円に修正しました。補正後の一般会計総額は、13億6千201万3千円となり、前年度当初予算と比べ、1・1%の増になっていきます。

また、7つの特別会計の補正後の予算額は、1億1千539万7千円、前年度当初予算に比べ、4・3%の減になっています。水道事業会計の補正後の予算額は、13億7千140万円で、前年度に比べ2・7%の増になりました。

一般会計補正予算の内容は次のとおりです。歳入の主なものは、国庫支出金では、女性特有のがん検診推進事業の財源として疾病予防対策事業費等補助金を新規計上するほか、社会資本整備関連の補助金について、既存の補助金・交付金が原則統合されることから社会資本総合交付金を新規計上。

### 平成22年度阿見町6月補正予算の概要

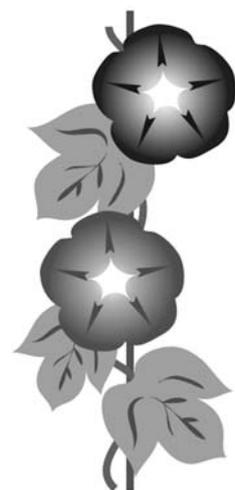
☆予算規模

(単位:千円, %)

予 算 区 分	平成22年度6月補正後の予算額	平成22年度6月補正前の予算額	比較	増減率	平成21年度当初予算との比較
一 般 会 計	13,602,013	12,712,019	889,994	7.0	1.1%増 子ども手当除くと3.1%減
特 別 会 計	10,115,397	10,110,000	5,397	0.1	4.3%減
国民健康保険特別会計	4,833,102	4,827,000	6,102	0.1	5.3%増
公共下水道事業特別会計	1,486,856	1,480,000	6,856	0.5	34.7%減
老人保健特別会計	15,000	15,000	0	0.0	同 額
土地区画整理事業特別会計	457,303	466,000	▲8,697	▲1.9	34.9%減
農業集落排水事業特別会計	531,476	531,000	476	0.1	19.4%増
介護保険特別会計	2,178,484	2,178,000	484	0.0	10.5%増
後期高齢者医療特別会計	613,176	613,000	176	0.0	7.6%増
水 道 事 業 会 計	1,371,400	1,110,099	261,301	23.5	2.7%増
合 計	25,088,810	23,932,118	1,156,692	4.8	1.1%減 子ども手当除くと3.3%減

県支出金では、医療費補助を増額するほか、農地制度実施円滑化事業費補助金を新規計上。

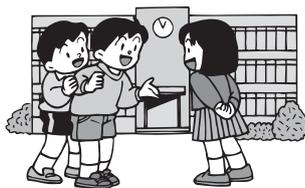
諸収入では、阿見吉原土地区画整理事業における、平成21年度から本年度への事業繰越分の計上により、阿見吉原地区道路整備負担金を新規計上。町債では、社会資本整備総合交付金事業債を新規計上。歳入の主なものは、総務費では、公共交通推進事業で、デマンド交通運行のためのシステムを整備するための電算システム委託料、車両購入費などを新規計上。民生費では、10月から小児医療福祉費制度の対象範囲を小学校6年生までに拡大することに伴い、医療給付事業で医療費助成費及び外来自己負担金助成費を増額するほか入院自己負担金助成費を新規計上。衛生費では、健康増進



市排水路費で、都市排水路整備事業の測量・設計・監理委託料を、土地区画整理費で、中郷土地区画整理事業の中郷土地区画整理組合助成金を、開発費で、荒川本郷地区まちづくり事業の土地利用検討業務委託料を、それぞれ新規計上。

**消防費**では、常備消防費で、常備消防事業の消防用備品購入代を増額。

**教育費**では、小学校学校管理費及び中学校学校管理費の学校施設整備事業で、校舎及び体育館の耐震診断及び耐震補強実施設計のための、調査委託料及び測量・設計・監理委託料を増額。公民館費で、本郷ふれあいセンターの駐車場を整備するため、維持管理費の土地購入費を新規計上。



質問 & 答弁

**問** 新しく行政評価運営事業委託料81万4千円が出ておりますが、この行政評価は減らすのと必要な分は増やしていくべきと思いますが、どういう方向でやるつもりなのか。

**答** 行政評価は数年前から事務事業や施策に対して、自己評価をやっておりますが、町民の方も含めて外部の人に評価してもらうべきだろうという意見もあり、今回、天田町長のマニフェストに事業仕分けがございましたので、外部評価の1つとして事業仕分けという形で実施するものです。

**問** 「構想日本」には天下一りはいるのか。決めたのは誰か。

**答** 代表の方は国の職員だった方がやっていいます。選考した経過は、既に事業仕分けを実施している他市町村で聞く事業仕分けをやっているのはこの団体だけということ、現段階ではこの団体にお願いますということを考えております。

平成22年度一般会計補正予算(第2号)修正案

**問** 11月にさわやかセンターで公開でやるということですが、どのような形で行うのか。

**答** 一班にコーディネーターとなる取りまとめ役が「構想日本」の方、仕分け人が他自治体の職員又は議員の方になります。仕分け人が5名、コーディネーターが1名ということ、6名編成で二班を考えております。1日一班8事業が限度ですので、二班で16事業ということになります。

**問** 平成16年からコンサルタントを頼んで行政評価をやっており、その結果をもとにして、事業仕分けをするという流れだと思えますが、ここで、修正ということになると、川田町長時代にやってきたこと、またそれを同意してきた我々議会は、間違っていたことをやってきたということにならないか。

**答** 後退するとか、また今までやってきたことが間違っていたかということではありません。今回、「構想日本」という話が出てきたんですが、執行部では、その内容はまだ把握していませんし、ど

**問** もう5年ぐらいやっている行政評価にお金が出てくるのか、出ていないのか。

**答** 行政評価をやる上で、コンサルタントに委託し、行政評価の仕組みを構築する委託料、その後の電算システムについての費用も支払っております。



定例会での審議の様子と傍聴者

# 討 論

## 反対討論 (1名)

▼町民から見ても事業仕分けというのは尊重されると思います。川田町長時代から行政評価をやってきたことを踏まえると、当然、天田町長になっても事業仕分けをするのは、当然だと町民からも理解されると思いますので、修正案に反対します。

## 賛成討論 (3名)

▼阿見町のことは、町民がよく知っている。ですから、町民に広く公募をして事業仕分けに参加していただいた上で、専門的にお願ひすることが筋だと思ひますので、修正案に賛成します。

▼事業仕分けは、参与の任務に入っており、参与がやると思つていたが、「構想日本」がやるということ、それと積算の根拠があまりない予算をつけることが正しいのか

かということ、それと町長が自分の目で自分の部下を駆使して予算を削減リーダーシップを発揮して予算を削るところは削れ、無駄を省けということを言えば何も外部から呼んでくる必要がなく無駄な予算を使う必要がない、そういうことから修正案に賛成します。

▼今までも行財政改革等で成果が上がっている

と、これは町長もご存知のように当時、議会の中に行政改革特別委員会に様々な議会からの提案もしてきました。その中で一番大きいことといえば、追原の焼却場、消灯、議員の削減、費用弁償の全額カットとそういうことの成果が今までの職員であつたり、議会であつたりと大変な実績が残つてきております。そういう実績が上がつてきている阿見町の今の経営状態だとするならば、職員、議員、町民の知恵をどんなふう

に信頼して活用するかを考えるのが町長の責務ではないか。お金を払つて外部評価をする原案については反対で、修正案に賛成します。

## 採 決

修正案を賛成多数で可決するとともに、事業仕分け実施のための行政評価運営事業費115万3千円を削除した補正予算案を可決しました。



# 阿見町長の在任期間に関する条例案否決

阿見町長の在任期間に関する条例の制定

しがらみや偏りのない町政運営のため、町長の職に3期を超えて在任しないよう努めるもので、多選を自粛する条例を制定するものです。

## 質 問

## 答 弁

問 多選自粛条例を提案することは、基本的に町民の選ぶ権利、それに対して不信を表明することに

答 あくまでも自粛条例であり、4期やりたければやれるわけで、禁止しているわけではない。

問 努力目標まで条例化する必要があるのか

答 努力目標を設けるということ以外に何もありません。

問 4選を縛る権利が町長にあるかどうか

答 努力目標ですから、縛るわけではありません。

## 討 論

## 反対討論 (4名)

▼町長の任期は法律で4年と決まつており、4年ごとに選挙をやつて再選されるかどうかは、町民が判断するというのが一番妥当だと思います。もう一つは、立候補の自由でこれは憲法で基本的権利として認めています。それを制限する法律はなく、それを侵してまで条例を制定することはできないわけです。今回の条例が、憲法に違反するから努力目標の条例とする

▼町長が、公約の中に入っているのでぜひともつくりたいという話であれば、あくまで憲法に抵触するおそれがあるとい

ということならば、わざわざ決める必要がないと思います。あとは町長が3期以上やらないと最初の議会で議会と町民に向かつて宣言すればすむことで、次の町長の3期以上の立候補を制限するのはいかなるものかと思うため反対します。

▼いつやめるとかそういう問題は、本人がどれだけの思いを持ってやっているのか。町長が3選でやめたいならば辞めれば結構だし、いくら本人がやりたいといつたつて最後は選挙という町民の判断があるわけですから、わざわざ条例をつくつてまで3選でやめるべきだということを決めることには反対です。

うことです。から、きちん  
と努力目標ではない条例  
化をして、罰則規定もつ  
けてつくったかどうか。  
今の状況下では、この条  
例化をする必要はなく、  
あやふやな努力目標の条  
例をつくられては困りま  
すので、反対します。

▼どの選挙においても、  
どの町政においても、町  
民がもっと町政に目を向  
けていけば、この町長は  
すばらしい、この町長は  
だめだ、という判断を4  
年ごとの選挙で必ず下す  
もので、このような努力  
目標の条例は必要ないと  
思いますので、反対しま  
す。

賛成討論(2名)

▼選挙というのは始まる  
ことは簡単ですが、やめ  
る時点が、いつ引くかが  
非常に難しい。そういう  
ことを考えると3期でい  
いなら今回の選挙だつて  
出る人がいたかもしれま  
せん。そういう点から多  
くの立候補する機会を与

えるために、3期という  
線を引けば立候補しやす  
くなるということから賛  
成します。

▼独善的な傾向が生まれ、  
助言を聞かない等の政治  
上の独走化を招く。人事  
の偏向性を招き、職員任  
用における成績主義にゆ  
がみを招く。マンネリズ  
ム等により職員の士気の  
低下、議会との関係に  
緊張感を欠き、議会と  
チェック&バランスが保  
てない。長期にわたって  
政策が偏り、財源の効率  
化の使用を弊害し、日常  
の行政執行が事実上の選  
挙運動の効果をもち、そ  
れが積み重ねられた結果、  
公正な選挙が期待できな  
くなり、新人の立候補が  
事実上困難になってくる  
状況から、多選を禁止す  
るということは、新人の  
立候補がしやすい状況に、  
また立候補者からの多样  
な政策が掲示されるとい  
う可能性があり、町民の  
ためにもよいと思いま  
すので、賛成します。

採決

賛成少数で否決しまし  
た。

その他、議案に関する  
質疑&答弁は次のとおり  
です。採決の結果につい  
ては、6ページ審議結果  
一覧をご参照ください。

阿見町医療福祉費支給に  
関する条例の一部改正

子育て支援対策の一環  
として、子育て家庭に係  
る経済的負担を軽減し、  
町医療福祉費支給制度の  
充実を図るため、医療福  
祉費支給に関する条例の  
一部について改正を行う  
ものです。



問 できるならば義務教  
育期間の中学3年生ま  
でとなぜしなかったの  
か？

答

6年生までの医療費  
無料化というのは、私  
の公約でもあります。  
これをまずやり遂げな  
ければならない。財源  
的にも非常に大きな財  
源が必要となり、中学  
3年生までという考え  
方を今すぐできる状況  
にはないという気がし  
ます。

阿見町保育の実施に  
関する条例の一部改正

平成20年12月3日に公  
布された児童福祉法等の  
一部を改正する法律の中  
の児童福祉法の一部改正  
関係において、平成22年  
4月1日施行となり、家  
庭的保育事業の実施等の  
追加により、現行法で「保  
育の実施等は保育所にお  
ける保育を行うこと」と  
「家庭的保育事業による  
保育を行うこと」をあわ  
せて総称しているため、  
現在、当町では家庭的保  
育事業を実施していない  
ことから保育の実施の字  
句を改正するものです。



問 保育ママ制度を新設  
したいということですが、  
保育制度の中に家庭的保  
育は町にはないので変え  
ることですが、保  
育ママ制度というのは家  
庭的制度に入らないで  
しょうか。

答 保育ママ制度を活用  
する保育は家庭的保育であ  
ります。今回の条例の改  
正は現時点で実施してい  
ないということでの改正  
であり、保育ママ制度を  
実施する見込みになった  
場合には改正したいと考  
えています。

阿見町企業職員の給与の種  
類及び基準に関する条例の  
一部改正

阿見町職員の給与に  
関する条例が平成21年12月  
に改正されたことに伴い、  
阿見町企業職員の給与に



問 企業職員というのは、  
何が該当するのか。

答 企業職員は、水道課  
の職員です。

固定資産評価審査委員会  
員決まる

任期満了に伴い、議会  
の同意により次の方が選  
ばれました。

- 谷 俊 夫 氏
- 昭和14年4月30日生
- 阿見町中央二丁目10番4号(再任)
- 大 竹 豊 氏
- 昭和14年1月5日生
- 阿見町大字小池574番地2(再任)
- 蛭 原 一 義 氏
- 昭和17年10月27日生
- 阿見町大字若栗3198番地(再任)

第 2 回定例会審議結果一覧

議案番号	件 名	結 果
第 39 号	阿見町長の在任期間に関する条例の制定について	否 決
第 40 号	政治倫理の確立のための阿見町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について	可 決
第 41 号	阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	可 決
第 42 号	阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	可 決
第 43 号	阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について	可 決
第 44 号	阿見町火災予防条例の一部改正について	可 決
第 45 号	阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について	可 決
第 46 号	阿見町国民健康保険条例の一部改正について	可 決
第 47 号	阿見町保育所設置条例の一部改正について	可 決
第 48 号	阿見町保育の実施に関する条例の一部改正について	可 決
第 49 号	阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	可 決
第 50 号	平成 22 年度阿見町一般会計補正予算（第 2 号）	修正可決
第 51 号	平成 22 年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	可 決
第 52 号	平成 22 年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	可 決
第 53 号	平成 22 年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	可 決
第 54 号	平成 22 年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	可 決
第 55 号	平成 22 年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	可 決
第 56 号	平成 22 年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	可 決
第 57 号	平成 22 年度阿見町水道事業会計補正予算（第 1 号）	可 決
第 58 号	町道路線の廃止について	可 決
第 59 号	阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	同 意
第 60 号	阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	同 意
第 61 号	阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	同 意
議員提出第 2 号	阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例の一部改正について	可 決

## Q &amp; A

## 町政を問う

## 9 議員が一般質問

## ◇ 藤井孝幸 議員

- 1 天田町長の専決処分について
- 2 町選挙管理委員会の在り方について
- 3 改革の実施要領と時期について
- 4 高齢者の福祉施策について
- 5 議会と執行部の関係について

## ◇ 浅野栄子 議員

- 1 阿見町の地域公共交通の未来像は？

## ◇ 石井早苗 議員

- 1 天田新体制における町のビジョンについて

## ◇ 細田正幸 議員

- 1 天田町長の公約である中学3年生までの医療費無料化の実現を
- 2 水道料基本料金 10 m<sup>3</sup>の見直しをして 1 m<sup>3</sup>からの料金制度にして、負担軽減をはかったらどうか

## ◇ 紙井和美 議員

- 1 地域活性化への取組みについて

## ◇ 柴原成一 議員

- 1 阿見町の農業経営の自立化方策について

## ◇ 難波千香子 議員

- 1 髄膜炎予防・ヒブワクチンの助成制度創設について
- 2 救急医療体制について・ドクターヘリの活用
- 3 AEDの活用推進で安心安全のまちづくりを

## ◇ 川畑秀慈 議員

- 1 丸尾カルシウム土浦工場脇の町道について
- 2 荒川本郷の開発に伴う学校建設予定地の利用について
- 3 保育所待機児童対策について

## ◇ 久保谷 充 議員

- 1 参与制度について
- 2 前町長名のパンフレットについて
- 3 案内板の設置について
- 4 本郷地区の街路灯及び親水公園の街路灯について

# 阿見町は中央政府の実験台か？

藤井 孝幸 議員

中央政府民主党は戦略局の設置・事業仕分け等  
いまだ先行き不透明なパ  
フォーマンズの施策を掲  
げ、ガソリン税の廃止・  
高速道路の無料化・子供  
手当の支給・普天間基地  
の問題いづれも迷走に迷  
走を重ねて、公約を先  
延ばしする民主党。こ  
の推薦を受けた天田町  
長は「地域戦略室の設  
置」事業仕分け等中央政  
府と同じやり方で町政を  
ミスリードしていること  
に私は大変危惧していま  
す。町長の公約には共感  
することも多々あります  
が、看過できないのが次  
の二つであります。

一 議員の多数が反対し  
たにも関わらず、組織図  
上に「地位・役割」を明  
示することなく「参与」  
なる職名を設け、自分の  
選挙を応援した二名を非  
常勤特別職として採用し  
たこと。  
二 議会無視の経費の執  
行を「専決処分」として  
強行したこと。

全国的に例を見ない地  
域戦略室の設置（議会へ  
の提案を断念）論功報償  
的な職員の採用と経費の  
執行「こんなことが許さ  
れるのか。」  
用に係る人件費とその補  
正予算）は四つの要件の  
うち、どの要件（理由）  
を適用したのか。

専決処分の要件は「特  
に緊急を要する為議会を  
招集する時間的余裕がな  
いことが明らかかな時」に  
該当する、と判断したか  
らであります。

また県へ照会したとこ  
ろ④「妥当」であると言っ  
ています。

「参与」採用の理由？  
町長就任して、一日で  
も早く町政運営を軌道に  
乗せるため早急に参与を  
任命する必要があった。

「質問一」  
地方自治法に定められ  
ている専決処分（参与採  
用）は「前日でも招集でき  
る」とあるが其の行為は  
無かった。よってこの専  
決処分は「客観性」がな  
く「違法である」その点  
どう考えるか。

「答弁」町長  
違法であるということ  
は考えていない。同じ話  
をしても平行線。違法で  
あるならば裁判でもした  
らどうですか。

「質問」  
裁判するかどうかはい  
ずれ決めますが、地方自  
治法上「客観的」に見て  
時間的余裕がないとは言  
えず多くの議員もこの専  
決処分は違法だと思っ  
ている。よって、参与二名  
の存在そのものが違法だ。  
このような違法が庁内に  
あつてはならない。どう  
思いますか。

「答弁」町長  
違法であるということ  
は全然考えていない。二  
人の事は私に責任があり  
二人の責任ではない。

「質問」  
私が役場の部課長であ  
れば改革をやるならば「ト  
ラスト・ウィー」我々を  
信じてください、と言  
います。外部からいきなり  
人を呼んでくる改革は  
順序が逆ではないか。ま  
ず自らで行うことが先決。

「答弁」町長  
役場の職員は、町長に  
物を言える状況ではない。  
町長が掲げたマニフェス  
トを忠実に実行する努力  
が必要。

「質問」  
役場の職員が町長にい  
ろんなことが言えなくて  
どうする。町政に関する  
意見はどんどん言うのが  
当然だ。（答弁もらわず  
終了）

「答弁」町長  
その他に町選挙管理委  
員会の在り方について、  
他3件の質問がありまし  
た。

④県の「妥当」であ  
るとの照会は新聞で  
報道されました。県  
へ確認したところ  
「そのような発言は  
していない」とのこ  
とで全くの「虚偽」  
の答弁でありまし  
た。議会最終日にこ  
の「虚偽」の発言の  
真意を聞くとともに  
訂正を求めたところ、  
虚偽であったことを  
認め、訂正の発言が  
ありました。



# 阿見町の地域公共交通の将来像は？

浅野 栄子 議員

《質問》

経済不況の余波が広く浸透し、収益なき鉄道の

廃止や路線バスの運行縮小によって、交通不便地

域や交通空白地域の増加を余儀無くしました。そ

れは、交通弱者と言われる高齢者や高校生の移動

の足を奪い、大変不便な生活を来す結果となり

ました。近隣市町村では、地域公共交通の対応

に、バスやワゴン車での循環型運行やデマンド型

運行システムの実施を始め、住民の足として好評

を得て定着しつつあります。これらの状況から、

阿見町にも、地域の実情に合った交通体系施行の

早期実現を強く願う切実な声が高まってきていま

す。阿見町は、この公共交通について、将来の実

施像をどの様に考えているのでしょうか。

《答弁》町長

当町の公共交通の現状ですが、採算性の悪い需

要の小さな路線の廃止や縮小の動きが広がり、民

間バス路線業者から赤字路線の廃止申し出が相次

いでまいりました。これに對しまして、小学生の

通学においては補填措置や廃止代替バスの運行を

行いながらの路線確保や福祉巡回バスの運行など

町民の移動手段の確保に努めてまいりました。し

かしながら現状の公共交通体系では必ずしも移動

のニーズに対応できるものではなく、新たに公共

交通を整備することが不可欠となってきました。

町内の公共交通の総合

的な改善を図る為、様々な検討を行い、21年度は事業実行の指針となる阿見町公共交通総合連携計画策定に取り組み、達成する目標として5つの課題を掲げております。

その第一歩として今年度は、デマンド交通の運行をスタートさせ、高齢者をはじめとした車

を持たない方々の買物や通院などの移動手段の確保を図っていきたくと考えています。安全で安心

な外出を可能とする移動環境の確保、町の活性化を支える地域の人々の交流促進を考え、阿見町の公共交通の総合的な改善を進めてまいります。

《質問》

デマンド交通を取り入れた理由は何ですか。

《答弁》総務部長

昨年の社会実験の結果はコミニティバスの需要は多くなく、バスの台数や路線を増やすには費用の点で問題があるということ、デマンド型交通がよいという方針になったわけです。

《質問》

運行開始の時期と形態それから運賃については。

《答弁》総務部長

実施の期日は、23年の2月から3月頃で、運行形態は、電話予約を受けまして予約場所に迎えに行き、希望の目的地まで送り届けます。今の所町内に限ってを考えております。料金は、他市町村の例を見ますと、片道300円から400円の間です。

《質問》

美浦村でも、デマンド型交通を2台で運行していますが、人口が多い阿見が2台で、希望通り対応できるのでしょうか。

《答弁》

最後に、阿見町の公共交通に光が見えました。移動手段で困っている方々の為にも早急な実現を強く要望し、お願い致します。

《答弁》総務部長

昨年の社会実験の結果はコミニティバスの需要は多くなく、バスの台数や路線を増やすには費用の点で問題があるということ、デマンド型交通がよいという方針になったわけです。

《質問》

運行開始の時期と形態それから運賃については。

《答弁》総務部長

実施の期日は、23年の2月から3月頃で、運行形態は、電話予約を受けまして予約場所に迎えに行き、希望の目的地まで送り届けます。今の所町内に限ってを考えております。料金は、他市町村の例を見ますと、片道300円から400円の間です。

《質問》

美浦村でも、デマンド型交通を2台で運行していますが、人口が多い阿見が2台で、希望通り対応できるのでしょうか。

《答弁》

最後に、阿見町の公共交通に光が見えました。移動手段で困っている方々の為にも早急な実現を強く要望し、お願い致します。

《答弁》総務部長

町では今のところ2台を購入して業者の方に委託して運行してもらう事を考えております。実際の運行で需要の実態を考えたながら、さらに増やすケースもあるでしょうし10人乗りの車が適当なのか、やってみなければわからない部分もあります。

《質問》

この事業は地域の活性化を図るということですが、業者の選定はどのような考えですか。

《答弁》総務部長

運行するのは免許を持つている方しかできないという事で、町内のタクシー業者の方にお問い合わせする方向になっていきます。

最後に、阿見町の公共交通に光が見えました。移動手段で困っている方々の為にも早急な実現を強く要望し、お願い致します。

※デマンド交通Ⅱ

予約型乗合いタクシー

デマンドとは、「需要」「要求」という意味で、現在の路線バスのようにバス停まで行かなくても、利用前に電話等で予約すれば、予め決められた範囲の地域であれば、自宅などから行きたいところまで利用することが可能な公共交通サービスのことです。



デマンドタクシーイメージ

# 天田新体制における町のビジョンは？

石井 早苗 議員

## 《質問》

日銀短観や政府見解では、日本経済はゆるやかな回復基調を示していると言われているが、地方経済はいまだにそれを感じられずにいる。"超"のつく少子高齢化社会、長びく不況や次々と押し寄せる世界的な不況要因、そして混乱する日本の政局のなかで誕生した天田町長には、阿見町民が夢や希望を抱けるような、この町のビジョンをお聞かせください。

## 《答弁》町長

阿見町は豊かな自然や東京への通勤圏にあるという有利な条件、多数の優良企業の立地もあり、歴代諸先輩町長が長期的展望に立ち築き上げてきた財政基盤の上に現

在の私たちがいることを忘れてはなりません。また、人口5万人規模の自治体で専門領域が異なる高等教育機関を3つも有しているという、全国的にも例の少ない大きな資源を、いわゆる産・学・官の連携を町が中に入っ

て積極的に行っていきたいと考えています。その上で私の基本的な方向性は第五次総合計画に盛り込まれた政策を着実に実施する。ということですが、私の目指す町づくりの姿は「持続可能な地域社会」です。私の座右の銘は「万象我師」で自分以外は人物、大自然すべてが師であるということに刻みながら、自分に厳しく人に優しい、そういう町をつくらなければと思っています。政治と行政の原

《要望》  
この不況のなか、町長の思い切った政策を推し進める気持は大変大事だと思っております。こんな時だからこそ官民一体となり、議会も一緒になつてこの町を町長の言う笑顔の増える町にしていくためにも、もっと十分に議会とも言葉を多く接触していただきたい。  
故ケネディ大統領の就

任演説の一節で「国家があなたの方のために何をしてくれるかではなく、あなた方が国家のために何ができるかを問おう」とあります。国家を町におきかえて「持続可能な地域社会」をつくるように努力していただきたいと思っております。

## 町のビジョン？



# 天田町長の公約である中学3年生までの医療費無料化の実現を

細田正幸 議員

## 《質問》

今年10月1日から、茨城県では小学校3年生まで医療費無料化を拡大する事に決まりました。

この際、中学校3年生まで無料化を行ったかどうかと思います。天田町長の選挙公約18の約束、町政一新宣言の第1番目に、子供の医療費負担を無料にします。6年生までの自己負担をゼロにします。中学3年生までは段階的に実施します。と公約しています。公約は中学生まで無料化ですから、早く子育て家庭の負担軽減をはかったらどうなのか。6年生までで4千261万円、中学3年生までで5千717万円、1千456万8千円を追加すれば出来るので、小出しにしない

で中学3年生まで無料化し、子育て環境日本一の環境に近づけたらどうなのか。

## 《答弁》町長

中学3年生までの拡大につきましては、公約の中でも示しておりますが、毎年経常的に多額の費用が必要であり、今後取り組むべき各種事業との均衡を図りつつ、検討してまいります。

## 《質問》

一昨日の施政方針で、子育て環境日本一を目指します。今回提案した小学校6年生まで医療費を無料化する予算が提案されました。子育て環境日本一を目指すなら県内44市町村でも上位にならないければならない。既に小

## 《質問》

天田町長の公約18の約束を実行しますと施政方針で言っておりますが、個々の具体的な問題になりますと、半分しかやらない、これでは公約と答弁は明らかに矛盾してきますので、紙に書いたこと、公約したことは責任を持って誠心誠意やって貰いたいと思います。(答弁もらわず終了)

## 《質問》

土浦・守谷市ではすでに1㎡からの料金制度にして一般家庭から喜ばれております。土浦市では30%の家庭が10㎡以下の家庭だと云われております。阿見町でも同じと予想されます。水道水の節約の観点からも必要ではないのかなと思います。土浦市と同じ料金制度にしたら阿見町ではどの

水道料基本料金10㎡の見直しをして1㎡からの料金制度にして、負担軽減をはかったらどうなのか

## 《答弁》町長

土浦市の料金体系をモデルとして、基本料金を500円1㎡から10㎡まで130円ずつとし、10㎡以上は従来の料金体系で阿見町一般家庭の料金を試算をしますと、年間予算収入額は約6億160万となります。平成20年度収入実績6億3千700万から約3千500万円、率にして5・5%の減収が見込まれます。

ような、計算になるのかお聞きします。

土浦市と阿見町の排水管敷設状況を普及率比較すると、阿見町は80・1%、土浦市では95・6%となっており、阿見町はこれから調整区域への新設排水管の整備を進めるという点で大きな違いがあります。まずこの様な現状から総合的に判断しますと、まず新設排水管の整備を積極的、早急に促進し整備地区・未整備地区の格差の解消を図ることが最優先だと考えております。



# 地域活性化への取り組みについて

紙井和美 議員

## 《質問》

近年、地方への権限移譲に伴い、「我がまち」の特性を生かした地域活性化への取り組みが各地で進んでいます。いきいきと充実した生活を送る為には、誰もが気軽に安心して自由に外出できる事、人材力を活かし人と人が助け合う事、そして人が集まる拠点施設があり賑わいがある事。これらが重要な柱であります。そこで伺います。

一、町内の移動を快適にする、フットワークの整備促進について。

①交通弱者の移動手段デマンド交通の導入。

②生活道路の整備促進（道路の舗装・街路灯防犯灯の増設）

③生活道路の危険個所の整備と、安心して外出で

きるバリアフリーのまちづくり。

二、人材活力を充分に生かす取り組みについて。

①定年後も社会貢献の為に活躍する世代のシルバー人材センターの活用。

②ボランティアの需要と供給の連携をスムーズに行うボランティアセンターの機能充実。

三、地域振興拠点施設について。

①「道の駅」の取り組み  
産業の活性化に貢献する道の駅。当町では既存のアウトレット、予科練平和記念館と霞ヶ浦の観光に老若男女が集まる道の駅を繋げて人の動線を確保し、町内の活性化を図ることができると考えます。町の見解を伺います。

②予科練平和記念館の展望について

## 《答弁》町長

地域を活性化させるには人との交流が不可欠で、その為には人の移動手段の整備促進や人材活用、及び拠点施設整備の取り組みが重要との事ですが私も同じ考えであります。

一、①交通弱者がデマンド交通によりドア・ツー・ドアで外出ができることは交流のための第一歩だと考えており、最優先で取り組むものとし、本年度内の運行を目指しております。

②生活道路の整備促進は、昨年度から国庫補助金を導入し、市街化区域を重点的に整備を着手したところですので、舗装整備のスピードは速まるもの

と考えております。

③バリアフリーについては道路パトロールを週4回に増やし安全点検をし、補修新設整備についてもバリアフリー新法に基づき整備してまいります。

二、①「元気なシルバード世代がいる街づくり」にシルバー人材センターの活用は有効であります。これまでセンターの業務は清掃・除草・植栽が主でしたが、今後は教育・子育て・介護・環境などに拡大し、企画提案型事業等の実施を支援します。

②ボランティアのネットワークづくりを更に充実させ町民が気軽に参加できる仕組み作りに努めます。

三、①道の駅については地域産業の拠点、予科練平和記念館を観光の拠点にできればと考えています。現在県南地区には道の駅がなく、町内には事業採択要件となる交通量の多い国道125号線が横断していることから、立地の可能性は高いと思われれます。庁内関係課に

よる検討組織を立ち上げ、

まずは先行事例の研究などを進めてまいります。

②2月に開館以来4カ月余りで来館者は順調に推移しており、年間目標来館者数の10万人は達成できる見込みです。今後は、更にPR活動を展開し、リピーターを増やす為、収蔵品展や特別企画等の事業を進めてまいります。

## 《質問》

デマンド交通について、予算の見積り先は何社か。私が調べた中で、東京大学が研究し実施しているオンデマンド交通研究チームがあります。予約システムもスピードで、何よりもコストパフォーマンスがいいと思うが如何か。

## 《答弁》総務部長

現在町では1社しか見積もりを取っておりませんでしたので、参考にし、調査していきたい。

## 《質問》

道の駅について町長はどのくらいの規模を考えているのか。

## 《答弁》町長

複合的に考えるとかなりの予算がかかりますが、町でしっかり検討して示していきたいと思えます。



道の駅ならば（福島県）

# 阿見町の農業経営の自立化方策について

柴原成一 議員

## 《質問》

農政通を自認しておられた前町長の後を受けた新町長は川田町政をどのように評価され、継承発展していくのか？あるいは変更、刷新していくとしたらどのような点か。

特にいかに自立的な農業経営を確立させようとするのか具体的な施策を伺いたい。

## 《答弁》町長

農業は日本人の主食である米を初め、野菜や肉の生産と日本人の生活に欠かせない基幹産業であります。しかしながら、我が国の農業を取り巻く状況は、後継者不足、耕作放棄地の増加、農家人口の長期的減少、日本人の米離れ、さらにグローバル化に伴う輸入農産物

の増加による競争力低下により食料自給率は主要先進国の中では、最低の41%まで低下するという深刻な現状となっております。

当町の農業においても同様に農業従業者の高齢化、後継者不足、農業生産額の減少、耕作放棄地の増加、特産品の衰退等、多くの課題を抱えております。このような中、前町長は、長年、県職員として培われた農政に関する経験や知識、そして国・県とのパイプを活用し、当町の農業に新事業を積極的に導入するとともに、自らが立ち上げた農業対策推進会議において、農業者・JA・消費者代表・議会・行政と意見交換を行い、町農業の活性化に推進してまいり

ました。今後も、前町長の農業政策を継承しつつ、担い手や認定農業者、兼業農家、小規模農家さらに家庭菜園を楽しむ町民も巻き込んで町の農業の活性化を図り、魅力ある農業を持続的に発展させる必要があると考えます。

しかしながら、町の農業を担う認定農業者数は、現在41名で周辺市町村と比較しても決して多くとは言えません。現在、国では今後10年間の農政のあり方を示す食料・農業・農村基本計画の素案をまとめ、食料自給率については、2020年度に50%に引き上げる目標を設定し、今年度から農政の大転換と呼ばれる戸別所得補償制度のモデル事業を始めました。戸別所得補償制度は、

兼業農家や小規模経営を含むすべての農業者を対象に農産物の生産額と販売額の差額を補てんする制度で、生産目標数量を守る生産者に10アール当たり一反歩1万5千円の定額を助成、価格が大きく下がれば追加の補てんもあり、主食用米以外の生産に係る転作助成である水田利活用自給力向上事業とあわせて実施し、

今後は、麦や大豆、畜産・酪農などへの補償対象の拡大も盛り込み自給率向上を図ろうとしております。

また、県においては、次期茨城県農業改革大綱の策定に着手しており、新たな支援メニューの創設を期待しております。これら国・県の動向を注視しながら、町独自の特色ある取り組みを柔軟に支援してまいります。

耕作放棄地対策については、農業サポート制度の導入や農業への新規参入への促進、市民農園の充実、グリーンツーリズム、農産物加工への支援

などを行うことにより、地域農業を盛り立てて元気にしてまいりたいと思っております。



耕作放棄地を再生した島津の梅林



戸別補償制度の概要パンフレット

# 髄膜炎予防・ヒブワクチンの助成制度創設について

難波 千香子 議員

## 《質問》

小児細菌性髄膜炎の原因となるのはヒブ菌（インフルエンザ菌B型）でありますが、風邪と見分けが難しく、年間約千人が発病し、その約5%が死亡、救命できても4人に1人が重い後遺症で苦しんでいます。予防に有効とされるヒブワクチンは高額で4回接種で約3万円。親の経済力や情報の有無で子どもの健康に格差が出る恐れがあります。全国各地で公費助成がスタートしているが、当町は子育て環境日本一と掲げておりますが、乳幼児の命を守る観点から早急に助成制度を創設すべきです。

## 《答弁》町長

ヒブとは、乳幼児に対し

髄膜炎などの重篤な感染症を起す病原細菌であるインフルエンザ菌B型のことであり、その予防の為、平成20年12月から任意接種ができるようになりました。保護者への周知は出生届出の際にパンフレットを配布し、乳幼児健康診査においても、ご案内しております。

接種費用の助成制度の創設は県内では、土浦市が平成21年度、つくば市が平成22年度から一部の助成を実施していますが、今後、予防医学は子宮頸がん、また

いような予防接種が非常に大事な点だと思っております。予算も厳しい中ではあります。が、積極的に進める状況にしていきたいと思っております。



救急医療体制におけるドクターヘリの活用について

## 《質問》

本県ではドクターヘリの本格運航が始まり、救命率向上にも期待されるが町の対応はどうなのか  
①重篤患者の受け入れ態勢と現状について。  
②ドクターヘリの活用、県消防機関との連携。  
③町内のランデブーポイント（緊急離着陸場）はどこにあるのか。

## 《答弁》町長

①消防の救急出動件数は、平成21年が1千430件、重症以上の搬送者は224人。収容依頼1回目、病院に受け入れられたのは87・6%。11件は4回から6回依頼しております。収容時間が速くなれば、傷病者の負担が少なくなる事から、地元病院に対しては機会あることに要望しております。  
②県は水戸医療センターと水戸済生会病院を基地病院として、7月運航開始を目標に各消防本部を対象に要請シミュレーションを実施している所で、6月1日には当町で医師と運航会社を交えた意見交換を行い、着実に準備が進んでおります。  
③離着陸場所は各小中学校11、総合福祉会館北側の空き地、総合運動公園、東京医科大学茨城医療センター、イーグルポイントゴルフクラブ、阿見飛行場、三菱化学、フジシールの18施設であります。AEDの活用推進で安心安全のまちづくりを



空を飛ぶ救命救急センター・ドクターヘリ（総合運動公園）

総務省によると心肺停止した人を市民が目撃した際AEDを使ったケースは年間2%に止まっているとしている。

## 《質問》

設置状況及びマップの町ホームページへの掲載について。  
また巡回車への常備は、

②AED体験できる機会を増やす及び小学校高学年に対する講習の取り組みについて。

## 《答弁》町長

近年、心肺停止状態に陥る人の割合が増えており、傷病者の救命率を高める為には、救急車が到着する迄の空白の5分間に心肺蘇生法等の応急手当が必要になります。

①AED設置は各保育所、小中学校、公民館、ふれあいセンターの公共の30施設であります。

設置場所の周知、マップの作成は、今後ホームページを活用し掲載等は、検討したいと考えます。配置してない施設もありますので、各種巡回車や健康づくり課車両への配置も含め検討して参りたいと思います。

②これまで3時間以上講習の受講者は5月末現在7千620名、一万人受講を目標に取り組んでおります。

AEDの知識、体験の必要性は十分理解しておりますので、自治会対象の講習会へ親子が一緒に参加する形で体験して頂ければと考えます。



収納ボックスに入ったAED（福島県広野町役場）

# 丸尾カルシウム土浦工場脇の町道について

川畑 秀 慈 議員

## 《質問》

町長は、「生活道路を優先的に整備し、安心安全な阿見町をつくること」言っておられる。安心安全な生活道路の整備は大切であり、そこで阿見町における町道の管理について質問をさせていただきます。

- ① 町道とは誰の為の道なのか。
- ② 町道の管理監督責任者は誰なのか。
- ③ 丸尾カルシウム協の町道は過去はどのように管理をしてきたのか。
- ④ 丸尾カルシウム協の町道は将来どのように管理をしていくのか。

## 《答弁》 町長

① 町道は一般公衆の通行のためのものです。  
② 町が道路管理者になり

ます。

- ③ 関連車両の出入りが頻繁にあるため、砂利道が埋没してしまつた箇所等に丸尾カルシウムが独自に補修していた経緯があります。
- ④ 町道でありますので、町としては適正に管理し、安全確保を図つてまいります。

## 《質問》

建築物が町道にかかっているが今後どうするか。また、車番のない車が町道を横切り作業をしているがどうしていくのか。

## 《答弁》 町長

建築物の件に関しては、丸尾カルシウムのほうと今後協議して、是正をしていきたい。ナンバーの

ついていない車両が道路を通つていくということになると、道交法の問題が出てきます。今後、丸尾カルシウムと協議し是正していきたいと考えております。

## 《質問》

粉碎した白い粉が、通行した車に付着するとか、風に飛ばされ近隣に飛散し洗濯物等に付着すると落ちないなどの被害は聞いているのか。

## 《答弁》 町長

今後はこの問題に対して、丸尾カルシウム側と地域住民との話し合いをしてきちんと解決していく状況をつくるのが大事だと思う。それには行政がきちんと携わらなければならぬ。道路管理

者は私たちである為、きちんと対応していきたい。荒川本郷の開発に伴う学校建設予定地の利用について

## 《質問》

- 荒川本郷の開発に伴う学校建設予定地の利用について伺います。
- ① 土地の面積は。
- ② 将来の建設、または利用計画はあるのか。
- ③ 本郷小学校の耐震化を進めていく中でかかる費用は。
- ④ 現在の本郷小学校の校舎は、あと何年使用できるのか。
- ⑤ 本郷小学校の維持管理費は将来にわたりどれくらいかかるのか。
- ⑥ 小学校の校舎は児童が少なくなり、空き教室が多くなつていったときの活用は。

## 《答弁》 教育長

- ① 土地の面積は2万6千51平方メートルです。
- ② 町全体の学校について将来のあり方や通学区域

等を検討し、また将来の児童数の推移などを踏まえ、住民や議会に十分な説明をした上で、御意見をいただきながら、今後利用計画を考えていきたい。

- ③ 1億6千500万円を見込んでいます。
- ④ 西側校舎で23年。東側、北側校舎で31年以上は使用できる。
- ⑤ 年間約4千500万円が必要となります。
- ⑥ 空き教室は放課後児童クラブやPTA活動など、学校教育以外でも利用していただいております。今後もこのような活用を図っていきます

## 《質問》

敷地面積は、先日視察したひたち野うしく小学校とほぼ同じ広さがある。子供たちに優しい町は、お年寄りにも優しい。子育てに魅力があり、学校教育に魅力ある阿見町建設の為、小学校建設の検討委員会の設置を考えていただきたいが。

## 《答弁》 町長

本郷小学校は、街の中心から余りにも寄り過ぎて面積も狭い。子供たちにも、保護者の皆さんにも不便をかけているという事は事実であります。そこで、町の学校の立地のあり方を検討するのは、今後やっていかなければいけないと思っております。

その他に保育所待機児童対策についての質問があります。



ひたち野うしく小学校

# 参与制度について

久保谷 充 議員

## 《質問》

委嘱後、庁舎内外の施設を視察し、各管理者と意見交換をするとともに、茨城大学の教授や筑波大学名誉教授、元大学学長、町内在住の芸術家などとともに意見交換を行っていると聞いていますが、委嘱された参与が具体的にどのような立場でどのような業務を行い、勤務形態はどんな形で町政へのアドバイスを行っているのか。

## 《答弁》 町長

参与制度については、3月20日の任期当初から直ちにスタートさせたいと考えておりました。なぜなら、行政は1日も停滞してはならないと考えており、外部から行政組織に人材を登用するとい

うことはマニフェストにも明記して、町民の皆様からの支持を受けた事項でありましたので、2人を登用し、秘書課付とし、週3日程度勤務をしていた

だいております。また、それぞれ自治体行政や議会についても深い知識と見識を有しており、既に5月20日付けで7項目の政策提言があり、組織の活性化と政策の活性化が期待できるのではないかと思います。

## 前町長のパンフレットはどうするか

## 《質問》

町には、さまざまな企画や各種パンフレットなどがありますが、前町長の顔写真と氏名入りパンフレットになっ

て種類と部数はどのくらいあるのか、また平成26年まで使うつもりでいるのか。

## 《答弁》 町長

第五次総合計画のように法令等に基づき計画期間を定めて策定するものについては、策定期間を示す理由から巻頭に策定の首長の顔写真、首長名、あいさつ文及び策定年月日を記載することが通例となっております。計画の期間内においては、その計画書の巻頭を

変えることなく利用することになります。一方、パンフレット等では、法令等の期間を定めない一般的な案内書や説明書等については、在庫等を確認しながら更新時に順次変更していくようになります。

## 案内板の設置について

## 《質問》

以前は、阿見の公共施設がどこにあるのか、案内標識が少ないという不満がありました。3月から町内各所に案内表示が設置されて、公共の施設

の場所がわかりやすくなったと好評です。特に予科練記念館を案内する標識ができたのは、よかったと思っております。

今回の案内標識のデザインを見ると特注品になっているようで、1基当たりの設置費用はどの程度かかっているのか。

## 《答弁》 町長

今回、よろこそ阿見町へというゲートサイン、そのほか観光案内板、49基設置いたしました。単独で基礎からつくったもので、小さいもの、中型、大型というものがあ

## 本郷地区の街路灯及び親水公園の街路灯について



3月から町内に設置されたゲートサイン

## 《質問》

本郷地区の街路灯や親水公園の街路灯が、深夜から明け方まで夜じゅう煌々と余りに明るすぎるのではないかと思います。街路灯の設置灯数、照明灯の点灯時間について。

## 《答弁》 町長

本郷地区の街路灯については、通勤や通学等での歩道利用者が多く考えられたことから、夜間利用の安全対策を考慮し歩道照明を設置しており、現在日没から明け方までの時間帯を点灯しており、適正な照度が確保できる灯数を設置しております。又、親水公園の照明灯に

ついては、池への転落防止や防犯対策を目的に、適正な照度が確保できる灯数を設置しており、点灯時間帯につきましては、利用者を考慮し、日没から午後8時までの区域と午後9時までの区域に分類して点灯している状況です。

## 《質問》

本郷地区、親水公園の街路灯にかわられている電気料金は現状月額どのくらいかかっているのか。

## 《答弁》 町長

荒川沖寺子線の照明代は月平均5万8千円程度です。親水公園のほうは月額約7千円程度です。

# 総務常任委員会

第二回（六月）定例会における、当委員会に付託されました案件についての主な質疑。

**答** 3期やって、そのあと休んでまたやれる。という条例であることは確かです。その人の考え方で、1期休んでもう一度この町を担当したいという人がいるのなら充分資格があると思う。

◆阿見町長の在任期間に關する条例の制定について

**問** 条例化をして現町長が3期で退職すると、次に町長になった方も3期でやめなければいけないのかという思いを持つと思うがどう考えるのか。

**答** 3期12年というのは長いと思う。3期までと言うと憲法に違反する為、努力目標として3期までの自粛というのは必要ではないか。

**問** 連続して3期とあるが、連続しなければ弊害がないのか。また、連続しなければ何期やってもよいのか。

◆平成22年度阿見町一般会計予算（第2号）内 総務常任委員会所管事項について

**問** 行政評価運營業のなかの、報償費と旅費についてその内容は何か。

**答** 仕分けされる評価者で他の自治体の職員または議員の方を想定。当日の日当として1万円×12名、事前研修で3名の方が1万円×3名で合計15万円を計上。それと、評価者の交通費で事前研修者が3名で1人3千円。当日の交通費とし1名5千円で12名、宿泊費が1万円×12名で、合計18万9千円です。

**問** 構想日本がどのようなことをするのか、そして委託料の内容と、事業仕分けの事業名は何か。

**答** 独立非営利団体で、政策立案・提言を主な業務とする調査・研究機関。その内容は、各事業

を客観的に見て、地方がやるのか、国がやるのか、行政がやるのか、民間がやるのかという仕分けすることです。仕分けを行う事業名はまだわかりません。

**問** 構想日本に依頼する前に町民の方々に知恵を借りて、事業分けができないものなのか。

**答** まず形を作りそれから町民を巻き込んでやっていくつて言うのが順序であると思う。

ここで、本案に対して修正案を提出。  
※修正案  
総務管理費の行政評価運營業115万3千円の原案を削除修正する。

理由・町職員と町民で内部評価を行い、外部委託はその後でも遅くはない。136億円の町の財政では費用対効果を期待することはできない。ここで修正案に対する反対討論あり。

◆「構想日本」からノウハウを習得し、2年目、3年目から町の人達でやるので修正案には反対  
修正案は賛成多数により、原案通り可決。

次に、修正可決部分を除く原案の採決を行い可決

その他当委員会に付託された議案は原案通り可決いたしました。

◆政治倫理の確立のための阿見町長の資産等の

公開に関する条例の一部改正について

◆阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

◆阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

◆阿見町火災予防条例の一部改正について



総務常任委員会の審議の様子

# 民生教育常任委員会

第二回(六月)定例会における、当委員会に付託されました案件についての主な質疑。

◆平成22年度阿見町一般会計補正予算(第2号)について

**問** 医療費の無料化が、県では小学3年生までだが、町単独で6年生まで所得制限撤廃で実施するということが6年生まで拡大した場合の予算と助成の対象の人数はどの位なのか

**答** 今回の助成制度の改正は、従来から実施してきた県制度準処分及び町単独事業分と比較した場合、助成の対象内容が複雑なものとなっており、小学1年生から6年生まで約2千685人が新たに助成対象となります。平成22年10月1

日から施行となるため、平成22年度分として、必要となる県補助金を差し引いた町費用は、2千522万円を見込んでおります。なお、年間所用額としては7千300万円を見込んでおります。

**問** スクールライフサポート活用調査研究委託金といばらき学力量向上サポート事業は、どのような内容か

**答** スクールライフサポート調査研究委託金は、県の単独事業で、不登校に対応するため学校にスクールサポートという人員を配置し、学校での生活を見るか、家庭訪問をして登校を促す仕事をしております。本年度は本郷小学校にのみ、いばらき学力量向上サポート事業も、

**問** 予科練平和記念館施設事業修繕費が計上されているが、どこを修繕するのか

**答** 2月にオープンし、5月現在で3万4千381人の来館者があり1日平均334人、休日は約562人です。3万人以上の来館者となると、触れる人が多く、金文字が消えてしまったり、いたずら書きがあったり、展示品が壊れたりしたので、形状修繕や直すため修繕費を向上致しました。



予科練平和記念館内

**問** 本郷ふれあいセンターの公有財産不動産鑑定委託料は公有財産を購入するのであるから鑑定する必要はないのではないか

**答** 確かに、区画整理事業で保留地を購入するわけですが、一財ではなく国庫補助金と起債を使うので、不動産鑑定をして適正な価格で購入することになり、区画整理は特別会計なので、保留地を売り、それを収入にして起債へ充当する形をとっているのが一般会計とは違う部分になるのでということですが、また、今回購入の駐車場敷地は、年60回位無償で借りているが、もし民間に売られてしまうと困るので、あの値段ならやむ無しという値段で特別会計から買い取る形をとりました。



◆阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について(第1号)

◆平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第1号)

◆阿見町国民健康保険条例の一部改正について(第1号)

◆阿見町保育所設置条例の一部改正について(第1号)

◆平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)



民生教育常任委員会の審議の様子

# 産業建設常任委員会

第二回（六月）定例会における、当委員会に付託されました案件についての主な質疑。

◆平成22年度阿見町一般会計補正予算（第2号）

問 環境整備費136万5千円の補正内容は何か。

答 阿見町の玄関口に不法投棄禁止の看板を設置するもので、5年間で5基設置するものです。

問 農林水産費の中で、臨時職員賃金とありますが、どのような職員を雇ってどのような作業をさせるのか。また、時給はいくらか。

答 昨年、農地法が一部改正され、農業委員会の業務が今まで以上に増大してきた中で、臨

時事務補助員を1名雇用し、仕事の内容としては、農地基本台帳の整理・補正、整備に伴うデータの人力集計、農地の権利移動・賃借等の動向の情報整理、入力などを行ってもらいます。時給は、750円です。

問 耕作放棄地再生利用対策補助金81万9千円について。

答 昨年度については、国と県の補助金しかなかったが町も大分の負担を増やしたほうがいいということで22年度から耕作放棄地の再生に向けての補助金というところで79万8千円とさせていたいただきました。

問 農業者基盤整備事業315万4千円について、どのようなものに補助するのか。

答 農地・水・環境保全向上対策支援金ということで計上させていただいている。農地とか農業用水・農業施設等といったものの維持管理のため国・県が23年度まで補助金として出してくれるものです。現在、7地区あり、環境整備なり維持管理活動について、田んぼで4千4百円になっていて、国が4分の2、県が4分の1、町が4分の1で負担するものです。

◆平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

問 不動産売り払い収入が869万7千円が減額になっているが、保留地の売り払い状況は。

答 減額は、人件費です。本郷第一地区の販売状況は、143区画売り出して契約した区画は、104区画、残り39区画です。

◆平成22年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）

問 水道事業収益減額1千130万6千円の内訳は。

答 人件費の減額で、支を合わせるために一般家庭の給水収益を減らしております。

◆町道路線の廃止について

問 小さく区切って売るために町道路線を廃止

するということか。

答 東部工業団地を分譲するにあたって、柔軟な形ということで、町道がない場合、全部使った形の誘致ができる利点があり、廃止を計画しました。

◆阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

◆平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

◆平成22年度阿見町農業者集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

◆平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

◆平成22年度阿見町農業者集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

本定例会で当委員会に付託されました議案につきましては、すべて原案通り可決いたしました。



産業建設常任委員会の審議の様子

## 議会目誌

### 4月

- 2日 全員協議会  
(行政組織の一部改正について 他)
- 2日 議会運営委員会  
(定例会会期日程について 他)
- 7日 平成22年第1回臨時会  
(正副議長選出・議案審査)
- 7日 全員協議会  
(あて職について 他)
- 30日 議会だより編集委員会  
(124号編集)

### 5月

- 17日 議会だより編集委員会  
(124号編集)
- 31日 全員協議会  
(6月補正予算について 他)

### 6月

- 1日 議会運営委員会  
(定例会会期日程について 他)
- 8日 平成22年第2回定例会  
本会議1日目  
(開会・議案上程・提案理由  
の説明・質疑・委員会付託)
- 9日 平成22年第2回定例会  
本会議2日目  
(一般質問 5名)
- 10日 平成22年第2回定例会  
本会議3日目  
(一般質問 4名)

- 11日 平成22年第2回定例会  
総務常任委員会  
(議案審査)
- 14日 平成22年第2回定例会  
民生教育常任委員会  
(議案審査)
- 15日 平成22年第2回定例会  
産業建設常任委員会  
(議案審査)
- 24日 平成22年第2回定例会  
本会議4日目  
(委員長報告・討論・採決・閉会)



## 議会を傍聴しませんか

### ●手続きは簡単!

議会の傍聴を希望される方は、会議の当日に役場3階の議会事務局の傍聴受付で、傍聴券の交付を受けてください。傍聴券は先着順にお渡ししています。定員は次のとおりです。

本会議場	30名	
委員会室	3名	会議の形態により定員の変
全員協議会室	9名	更あり

第2回定例会(6月)の傍聴者は、90名でした。

多くの方の傍聴をお待ちしておりますので、お気軽にお越しください。

### ●本会議のモニター放送

役場1階のロビーでも本会議の実況をテレビでご覧になることができます。



## 9月の定例会は9月7日(火)開会予定です。

※詳しい日程は、開会予定の1週間程度前に阿見町議会ホームページに掲載します。

委員	委員	委員	委員	委員	副委員長	委員長
川畑	久保谷	難波千香子	浅野栄子	紙井和美	平岡博	細田正幸
秀慈	充					

### 編集委員

### ◎お問合せ先

議会事務局

TEL 029-888-1111 内線 330~332

E-mail gikaijimukyoku-ofc@town.ami.lg.jp

URL [http://www.town.ami.ibaraki.jp/gikai/assembly\\_index.htm](http://www.town.ami.ibaraki.jp/gikai/assembly_index.htm)

※平成18年第1回定例会以降の会議録や第102号以降の議会だよりなど、阿見町議会のホームページに掲載しています。